(令和 年分)			赤竹拟り並る	识引 异衣			(事業所得用)
		4のこと 無発売コリーナン	细铅取引入药				
利日	決算額	Aのうち課税取引にな らないもの(※1)	課税取引金額	うち軽減税率6.24%		うち標準税率	
科目			(A-B) C	適用分		7.8%適用分	G
	A 円	B 円	U 円	D I 円	E	F F	G 円
売上(収入)金額		1,1	1,		l	'	H
(雑収入を含む)							
		4のこと 無税取引に	细铅版可全好	うち軽減税率	≤6.24%適用分	うち標準税	率7.8%適用分 経過措置(8割控除)の 適用を受ける課税仕入高
利日	決算額	Aのうち課税取引に ならないもの(※1)	課税取引金額		経過措置(8割控除)の		経過措置(8割控除)の
科目		(ならないもの(※1)	(A-B)	課税仕入高	適用を受ける課税仕入高	課税仕入高	適用を受ける課税仕入高
	Α	В	С	D	l E	F	G
⇒ 期首商品棚卸高 ②							
売							G
上 小 計 ④				/			
期末商品棚卸高 ⑤							
価差引原価 <u></u>							
差引金額⑦						/	/
				/			
				/			
				/	/		
水道光熱費⑩				/	/		
旅費交通費 <u>们</u>				/	/		
広告宣伝費 [3]							
接待交際費個							
損害保険料⑤							
修繕費⑥							
消耗品費①							
減価償却費18							
福利厚生費り							
給料賃金②							
外 注 工 賃 ②				1 /			
利子割引料②				1 /			
地 代 家 賃 ②				1 /			
貸倒金②				1/			
<u>g</u> <u>w</u> <u>c</u>				<u> </u>	<u> </u>		
26							+
							+
(2) (28)							+
							-
(29							
30 h#							
雑 費③							
計 <u>3</u>							
差 引 金 額 ③							
3+32 34							
NV 181 - 11		-m < /					

^{※1} B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。 ※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

「課税取引金額計算表」の記載要領等

1 記載要領

- (1) 「A欄」には、青色申告決算書又は収支内訳書の各欄の金額を記入します。
- (2) 「B欄」には、「A欄」に記載するもののうち、課税取引にならないもの(非課税取引、輸出取引等及び不課税取引)の金額を記入します。
- (3) 「D欄」には、C欄に記載するもののうち、軽減税率が適用される取引の金額を記入します。
- (4) 「F欄」には、C欄に記載するもののうち、標準税率が適用される取引の金額を記入します。
- (5) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて経過措置の適用(80%控除)を受けるものについては、税率ごとに区分した上でそれぞれ「E欄」、「G欄」に記載します。
- (6) 太枠の箇所は課税売上高計算表①欄及び課税仕入高計算表①欄へ転記します。

【参考】

1 消費税率等

	標準税率	軽減税率		
消費税率	7.8%	6. 24%		
14.十次串形本	2. 2%	1.76%		
地方消費税率	(消費税額の 22/78)	(消費税額の 22/78)		
合 計	10.0%	8.0%		

2 軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

- ① 酒類・外食を除く飲食料品
- ② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

3 区分経理

消費税の税率は標準税率と軽減税率の複数税率ですから、<u>売上げ及び仕入れ(経費)を税率ごとに区分</u>して経理し、売上税額及び仕入税額を計算することが必要です。 (注)軽減税率の対象品目の売上げがなくても、接待交際費として飲食料品を購入するなどの場合は区分経理が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

2 留意事項

- (1) 課税仕入れにつき、返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けた金額(以下「仕入対価の返還等の金額」といいます。)があり、所得税の計算上、仕入金額から減額する方法で経理しないで売上(収入)金額に含めている場合には、その仕入対価の返還等の金額に係る消費税額は、課税仕入れに係る消費税額の計算上控除することになります。したがって、例えば、仕入先からのリベート収入分を①A欄に含めている場合には、当該収入の金額を①B欄に加算して記入した上で、当該収入に係る消費税額(経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高に係るものである場合は当該収入に係る消費税額に8割を乗じて計算した金額)を、「課税仕入高計算表」①欄又は⑫欄(経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高に係るものである場合は⑬欄又は⑭欄)から控除し、その金額(控除後の金額)を、付表2-3の⑩A欄又はB欄(経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高に係るものである場合は付表2-3の⑫A欄又はB欄)に記載します。
- (2) 課税売上げにつき返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをした金額(以下「売上対価の返還等の金額」といいます。)がある場合に、所得税の計算上、売上(収入)金額から減額しない方法で経理して経費に含めている場合には、その売上対価の返還等の金額に係る消費税額は、納付すべき消費税額の計算上、課税売上げに係る消費税額から控除することになります。したがって、例えば、売上先に対する支払リベートを経費のうち該当する項目のA欄に含めている場合には、当該支払金額をB欄に加算して記入した上で、当該支払に係る消費税額を付表1-3の⑤-1A欄又はB欄に含めて記載します。